

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.8.28	契約解除	変更前	営業所	518340	三原須波ハイツ簡易郵便局	○	広島県三原市須波ハイツ3-5-15	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R6.9.1	契約解除	変更前	営業所	318020	東島簡易郵便局	○	石川県七尾市能登島野崎町88部44-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R6.9.1	業務変更	変更前	郵便局	457950	百済簡易郵便局	○	奈良県北葛城郡広陵町百済1425-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	457950	百済簡易郵便局	○	奈良県北葛城郡広陵町百済1425-7	-	○	○	×	○	○	-	
R6.9.1	業務変更	変更前	郵便局	868060	三種谷地の上簡易郵便局	○	秋田県山本郡三種町鶴川谷地の上95	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	868060	三種谷地の上簡易郵便局	○	秋田県山本郡三種町鶴川谷地の上95	○	○	○	×	○	○	-	
R6.9.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	557160	長門大泊簡易郵便局	○	山口県長門市仙崎2724-11	○	○	○	×	○	○	-	
R6.9.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	727310	白木浜簡易郵便局	○	大分県大分市白木1218-1	○	○	○	×	○	○	-	
R6.9.9	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	853140	山形馬見ヶ崎郵便局	-	山形県山形市馬見ヶ崎2-15-36	-	○	○	○	○	○	-	
R6.9.17	移転・改称	変更前	郵便局	005890	江東亀戸五郵便局	-	東京都江東区亀戸5-42-13	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	005890	亀戸駅前郵便局	-	東京都江東区亀戸5-1-1	-	○	○	○	○	○	-	
R6.9.21	廃止	変更前	郵便局	713440	山鹿日吉郵便局	-	熊本県山鹿市山鹿1385	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.9.24	移転	変更前	郵便局	441950	井手郵便局	-	京都府綴喜郡井手町井手柏原43-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	441950	井手郵便局	-	京都府綴喜郡井手町大字井手小字辻垣内29-2	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.9.24	移転	変更前	営業所	838140	山の神簡易郵便局	○	岩手県花巻市山の神775-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	838140	山の神簡易郵便局	○	岩手県花巻市山の神387-13	-	○	○	×	○	○	-	
R6.9.30	住居表示変更	変更前	郵便局	021530	かしわ台駅前郵便局	-	神奈川県海老名市柏ヶ谷713-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	021530	かしわ台駅前郵便局	-	神奈川県海老名市柏ヶ谷1-17-2	-	○	○	○	○	○	-	
R6.9.30	移転・再開	変更前	郵便局	310220	穴水郵便局	-	石川県鳳珠郡穴水町大町ハ63-6	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	310220	穴水郵便局	-	石川県鳳珠郡穴水町川島サ37-1	○	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。